

## 障害学生支援専門部会設置要項

平成27年 5月27日

改正

平成28年 3月23日

平成30年 3月30日

(目的)

第1条 この要項は、電気通信大学全学教育・学生支援機構学生支援センター会議規程第10条の規定に基づく専門部会の設置に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 全学教育・学生支援機構学生支援センター会議（以下「センター会議」という。）に、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者である学生（以下「障害学生」という。）の支援に関する事項を検討するための専門部会（以下「障害学生支援専門部会」という。）を置く。

(任務)

第3条 障害学生支援専門部会は、次の各号に掲げる事項を任務とする。

- (1) 障害学生の支援のための具体的方策の検討
- (2) 障害学生に係る施設整備に関する検討
- (3) 障害学生に対する支援チーム設置の必要性に関する検討
- (4) その他障害学生の支援に関し必要な事項の検討

(部会員)

第4条 障害学生支援専門部会は、次の各号の部会員をもって組織する。

- (1) 障害学生支援室長
- (2) 障害学生が所属する学域又は研究科の長
- (3) 障害学生が所属する類、課程又は専攻の長
- (4) 学生支援センター長
- (5) 保健管理センター長
- (6) チーフ障害学生支援コーディネーター
- (7) 学務部教務課長
- (8) 学務部学生課長
- (9) その他部会長が必要と認めた者

(部会長)

第5条 障害学生支援専門部会に部会長を置き、前条第1号の者をもって充てる。

(部会員以外の者の出席)

第6条 障害学生支援専門部会において必要と認めたときは、部会員以外の者を障害学生支援専門部会に出席させることができる。

(事務)

第7条 障害学生支援専門部会に関する事務は、学務部学生課において行う。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、障害学生支援専門部会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成27年5月27日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。

2 情報理工学部の障害学生に係る第4条の部会員の構成については、なお従前の例による。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。